

高額療養費に該当している場合の医療費の支給申請について

保険診療分の医療費の自己負担が一定の限度額を超えている場合は、次の順番にしたがって手続きをすすめてください。

1. 加入している健康保険組合等から、健康保険適用分の支給を受ける。

① 加入している保険に応じて高額療養費の支給申請をする。

国民健康保険	対象となる方には、対象の月からおおむね3か月後に申請書が郵送されるため、市民課国保年金担当へ申請する。
全国健康保険協会	全国健康保険協会の各支部へ高額療養費の支給申請をする。
勤務先の健康保険組合等	支給申請の手続きが必要か否かを健康保険組合等に問い合わせる。

★用意するもの

- 領収書、明細書など、医療費を支払ったときに受け取った書類一式 →A

提出する前に必ずコピーをとっておく

(後日、子ども医療助成申請時に提出するため)

- その他の必要書類等は、加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

② 高額療養費支給決定

限度額を超えた分の支給を受け、支給決定通知をもらう。 →B

2. 子育て支援課へ医療費助成の支給申請をする。

① 子育て支援課へ支給申請をする。

下記の必要書類を持参し、子育て支援課子育て支援担当の窓口で申請してください。

★ご提出いただくもの

- 子ども医療費助成金申請書（山梨市ホームページからダウンロード可）
- 領収書、明細書のコピー（原本がある場合は原本） ←A
- 高額療養費の支給決定通知の原本（加入の健康保険組合等からもらう） ←B
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 子ども医療費助成金受給資格者証
- 保護者名義の振込口座がわかるもの

② 医療助成費支給決定

健康保険適用分から、療養費（健康保険から支給された金額）を差し引いた金額が支給決定され、指定された口座に振り込みます。

なお、振込は、申請をされてから約2ヶ月かかります。

【お問合わせ先】

山梨市役所 子育て支援課 子育て支援担当

〒405-8501 山梨市小原西 843

電話 0553-22-1111 内線 1155・1156